

権利制限の一般規定中間まとめへの意見

2010年8月5日

(社) 日本経済団体連合会

知的財産委員会 著作権部会

日本経団連では、2009年1月に公表した「デジタル化・ネットワーク化時代に対応する複線型著作権法制のあり方」の中で、現行著作権法制を基礎としつつ、複線型の著作権制度導入と実効的な権利保護のための環境整備を提言したところであるが、併せて、著作権法における権利制限の一般規定に関するその時点における考え方を示した。その後、6月の著作権法の一部改正、知的財産推進計画2009の公表、文化審議会著作権分科会法制問題小委員会における検討等の動きを踏まえ、今般あらためて著作権部会において同規定につき議論を行った。その結果、権利制限の一般規定の必要性やその書きぶりについて、下記のように意見が分かれたことから、今後さらにヒアリング等を通じ権利者と利用者双方の視点からバランスのとれた検討が行われることを期待する。

なお、著作権部会のメンバーは、いわゆるハードメーカー、コンテンツメーカー、放送通信関連等、著作権問題に利害を有する業種から幅広く選任されており、業種間のバランスに配慮した構成となっている。

1. 権利制限の一般規定導入の必要性の有無

当初、「予想できない技術の進歩に備えるため」「新たなビジネスに萎縮効果を与えないようにするため」として権利制限の一般規定の導入に向けた議論がなされてきたが、昨今は、具体的な事例から出発してその要件を抽象化し、権利制限の一般規定導入の必要性の有無について検討するという方向に転換してきているとの認識を共有した。

その上で、導入の必要性の有無につき議論したところ、見解は分かれた。

(1) 導入する必要があるとする意見

- ・ 昨年6月の著作権法改正によっていくつかの権利制限規定が手当てされたものの、なお、研究開発、技術の検証、特許庁審査の拒絶理由に対する引用文献の利用、ユーザーの利便性確保等の利用形態につき、実務上支障が生じている事例がある。
- ・ 黙示的許諾や個別権利制限規定の解釈により対応可能との意見もあるが、近年の一般ユーザーの著作権意識や企業のコンプライアンス意識の高まり等に照らすと、形式的侵害行為や通常権利行使がなされないと思われる行為等についてもそれを一般規定により明確化することは、萎縮効果を軽減し健全な著作物利用を促すという点で大きな意味がある。
- ・ 導入にあたり立法事実が必要との指摘があるが、現時点で判明している必要性への対応のみでは不十分。むしろイノベーション推進や新たなビジネスモデルの誕生など、現時点では予測できない必要性に即応するためにこそ、権利制限の一般規定を導入すべきである。
- ・ 個別権利制限規定の追加は、立法措置に時間がかかり、新規ビジネスのスピードに適時対応できないおそれがある。
- ・ 特定の利用形態に権利制限の一般規定が適用されるか否かは、最終的には司法の判断に委ねられるものの、個別的権利制限規定のみの対応では一定の萎縮効果が働くことになるため、権利制限の一般規定を設けることで、企業の判断により積極的な新規ビジネスを展開できる可能性に道を開いておくべき。
- ・ 「フェアユース」の概念は、いわゆる居直り侵害者の抗弁として利用される懸念と結び付けられやすいが、議論しているのはあくまでわが国の権利制限の一般規定のあり方であり、必ずしも米国型のフェアユースを念頭におく必要はないのではないか。
- ・ 法制問題小委員会で議論されているA～C程度ならば許容されるのではないか。

(2) 現時点では導入の必要性は無いとする意見

- ・ 昨年6月の著作権法改正によって、権利制限の一般規定が必要な理由として挙げられていたもの（検索エンジンの国内設置等）の多くは手当てがなされた。それでもなお権利制限の一般規定の導入が必要であるとすれば、さらに改正を必要とする立法事実の存在やニーズを明らかにする必要がある。
- ・ 法制問題小委員会の検討結果によれば、個別権利制限規定の改正に要する期間は、訴訟における審理期間と比して著しく時間がかかるものとは言えない。
- ・ 特定の利用形態に権利制限の一般規定が適用されるか否かが問題となった場合、最終的には司法の判断に委ねられることから、法令遵守が求められる企業としては、積極的な新規のビジネス展開には依然として一定の萎縮効果が働くこととなり、導入にさほどの効果が見込めないのではないかと懸念されている。
- ・ 権利制限の一般規定は、従来の個別権利制限規定からの大きな原理的転換となるため、それを必要とするほどの具体的ニーズを明らかにした上で、社会全体としてのメリット・デメリットのバランスを見極める必要がある。
- ・ 米国における実際のフェアユースの濫用状況についての事例から類推すると、いわゆる居直り侵害者により、権利者の負担が大きく増す蓋然性が高いことに留意すべきである。
- ・ 法制問題小委員会で議論されているA～Cは、その範囲や構成要件、具体的事例への当てはめについて、各委員間で見解の相違がある部分も多く、このまま導入すれば、実務上大きな混乱が生じ、権利者に更なる負担を強いる可能性が高い。

2. 立法的解決の可能性～「範囲の広い個別権利制限規定」か「範囲の狭い一般的制限規定」か

導入の必要性の有無について見解が分かれたものの、権利制限の一般規定は、その性質上、対象範囲となるか否かが最終的に司法の判断によることもあり、導入を必要とする立場からも、ビジネス展開の予見性確保の観点から、抽象的・

包括的な権利制限の一般規定である米国のフェアユース規定をそのまま導入することは適切ではなく、対象範囲をある程度限定した権利制限の一般規定でも必要性が満たされるのではないかと、この意見があった。

さらに、何らかの権利制限規定の導入の必要性が認められた場合、個別権利制限規定の枠組みを維持しつつ、権利制限の対象となる利用行為を従来の個別権利制限規定に比べてやや広めに規定することによって権利制限の一般規定導入で期待されるニーズを満たす可能性があるとの見解も示され、最終的にはいずれの場合であっても規定の“書きぶり”が重要となるとの意見で一致した。

3. 総括

昨年6月の著作権法の一部改正によって、いくつかの権利制限規定が導入され、一般的権利制限の必要性の根拠とされた課題のうち、立法手当てがなされたものもある。しかしながら、企業実務においては、さらに何らかの権利制限が必要と思われる利用形態が残っているという意見、また、今後の技術の進展等により新たに考慮すべき利用形態が生じる可能性があるとの意見がある。これらについて、従来どおり個別権利制限による手当てが妥当であるのか、あるいは新たに権利制限の一般規定を導入する必要があるのかについては、見解が分かれるところである。

複線型著作権法制の導入により、現行の著作権法の仕組みでは応えきれない多様なニーズを満たし、適切な権利保護と著作物の利活用の促進を図ることを提言した当部会としては、権利保護と利活用促進のバランス、及び社会全体の福利・効用の観点から、現行の権利制限規定やビジネスの枠組みで満たされないニーズを見極めることが肝要であると考えている。

かかるニーズを満たすため、新たな権利制限規定を追加する必要があるとされた場合には、従来通り個別権利制限規定を追加するのか、あるいは新たに権利制限の一般規定を導入するのかについても、その対象とする利用形態によって、いずれの可能性もある。権利制限の一般規定を導入する場合には、同規定

がその性質上、導入当初から対象範囲の外縁を明確にできるものではなく、個別の利用形態に関して権利制限の適用の有無を一義的に判断できるようになるためには判例の積み上げを待つしかないことを認識しておくことが求められる。また、企業活動という側面からは、法令遵守を重視する企業にとっては、権利制限の一般規定が導入されてもなお権利侵害のリスクが残ることから、同規定を根拠とする新規ビジネス展開に対して一定の萎縮効果が残ることは否定できない。そのため、この萎縮効果を低減する方策にも留意すべきであるとの意見や、個別権利制限規定であっても規定の解釈が利用者に委ねられている点では同様であり、一定の萎縮効果が生じている点で相違がないとの意見もあった。他方、権利侵害のリスクを侵そうとする者への対処を行い、判例の積み上げの役割を担う立場になることが予想される著作権者にとっては過大な負担が生じるおそれがあることにも配慮すべきである。一方で、権利者と利用者の双方が権利侵害ではないという共通認識がある行為について、いずれかの規定によって非侵害であると定められる法的担保を与えることには意義がある。つまり、これは権利制限規定における構成要件をどのように記述できるかという立法技術の問題に帰着する。

すなわち、権利制限規定を追加導入するとしても、米国のフェアユースのような広範な射程を持つ抽象的・包括的な権利制限規定を導入するのではなく、一定の個別具体性のある構成要件とすることが妥当であると考えられるが、どのような書きぶりの権利制限規定が望ましいかは、想定されるニーズによって判断されるべきであろう。

以上

【別 紙】

「デジタル化・ネットワーク化時代に対応する複線型著作権法制のあり方」(2009年1月)

(抜 粋)

権利制限規定に対する基本的な考え方

デジタル化・ネットワーク化の進展にともない、新たな技術やビジネスモデルが創出されており、現行著作権法の個別権利制限規定だけでは技術発展のスピードやビジネスのニーズに柔軟かつ迅速に対応しきれなくなっている。こうした状況を解決するためには、何らかの法的措置が必要との意見がある。

法的措置としては、①権利制限にかかる予見可能性や法的安定性の担保の観点から、現行著作権法が採用している権利制限規定の限定列举方式を踏襲し、問題が生じている個別具体のケースに対応した権利制限規定を追加していく方式と、②客観的に公正と認められるべき利用形態であるにもかかわらず、個別規定に照らし、形式的に違法とされてしまう利用行為に柔軟かつ迅速に対応する観点から、何らかの権利制限の一般規定を追加する方式の二通りが考えられる。しかし、①については、制限規定が置かれるまでに時間がかかり、機動性が低いこと、また、②については、“公正”の概念をどのように定義するのかといった問題がある。

今後、現行著作権法が満たすことができないニーズを踏まえた上で、いずれの方式を採用するのか、また、採用した方式について具体的にどのような条文にするのかといった課題について、権利者と利用者双方の視点からバランスのとれた議論が行われることが必要である。

以 上